

(神戸税関)

松山税関支署

〒791-8058 松山市海岸通2426-5 (松山港湾合同庁舎内)

TEL (089) 951-0301 FAX (089) 952-4225

(ホームページアドレス) <http://www.customs.go.jp/kobe/>

宇和島出張所

〒798-0003 宇和島市住吉町3-1-3 (宇和島港湾合同庁舎内)

TEL (0895) 22-1254 FAX兼用

今治税関支署

〒794-0032 今治市天保山町1-3

TEL (0898) 23-0031 FAX (0898) 31-5545

新居浜税関支署

〒792-0011 新居浜市西原町2-7-55 (新居浜港湾合同庁舎内)

TEL (0897) 32-3405 FAX (0897) 34-2834

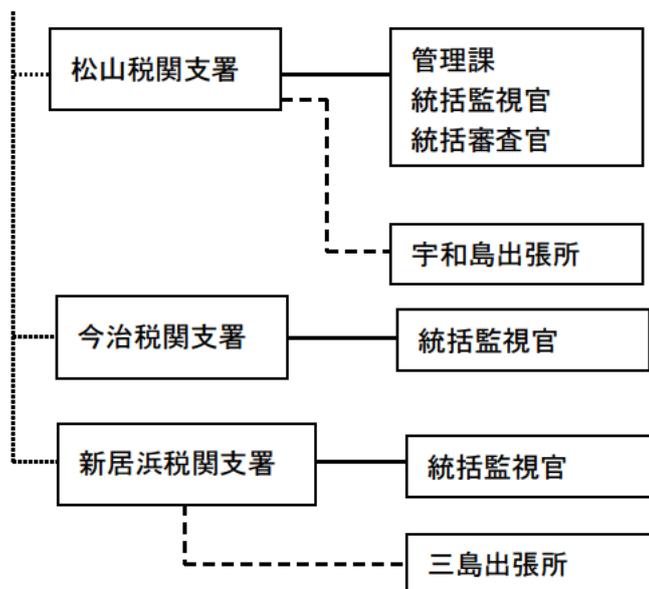
三島出張所

〒799-0402 四国中央市三島紙屋町6-30

TEL (0896) 23-8826 FAX (0896) 23-5574

[組織]

(神戸税関)



設 置 根 拠	税関支署：財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 1 項 出張所：財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 2 項
所 掌 事 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること 2 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること 3 保税制度の運営に関すること 4 通関業の監督に関すること 5 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること 6 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること 7 金の輸出入の規制に関すること 8 輸出入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること 9 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること 10 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること
管 轄 区 域	<p>松山税関支署：松山市、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡及び西宇和郡</p> <p>宇和島出張所：宇和島市、西予市、北宇和郡及び南宇和郡</p> <p>今治税関支署：今治市</p> <p>新居浜税関支署：新居浜市及び西条市</p> <p>三島出張所：四国中央市</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：松山税関支署 管理課</p> <p>TEL (089) 951-0301</p> <p>E-mail : kobe-matsuyama@customs.go.jp</p> <p>(注) 愛媛県内に所在する各税関支署及び下部機関に関する情報の開示請求等は、松山税関支署の上記窓口で受け付けています。</p>